

(別添)

令和8年度化審法に基づくリスク評価等支援業務に係る仕様書

1. 件名

令和8年度化審法に基づくリスク評価等支援業務

2. 業務の目的

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）ではスクリーニング評価の結果、優先的にリスク評価を行う必要があると認められた化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）について、詳細なリスク評価を段階的に行って、その結果に応じた適切な措置を講じることとしている。

本業務では、化審法に基づくリスク評価等に係る技術的な調査・検討を実施し、結果について取りまとめるものである。

3. 業務内容

契約締結後1週間以内に、業務の実施に係るスケジュール案を作成するとともに、環境省担当官の求めに応じて、本業務の実施に係るスケジュール管理や進捗状況等について環境省担当官に対し報告する。

（1）スクリーニング評価に必要な資料の作成（暴露評価に係る専門家判断に必要な情報収集及び整理）

令和8年度に実施するスクリーニング評価対象物質（300物質以上）について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づき国が収集した情報や、国が収集・実施した既往の環境モニタリング情報を基に「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」¹を踏まえて、下記（7）に提出する情報を整理する。

優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価については、通常のスクリーニング評価とは異なる取扱いをしており、優先度「高」となった物質について詳細評価を行うこととしている。この際に必要な環境モニタリング情報を収集し、環境モニタリング情報に基づくリスク評価を行う。

（2）リスク評価に必要な資料の作成

優先評価化学物質のリスク評価（一次）以降を実施するため、優先評価化学物質のうち、環境省担当官が指定する物質について以下①～④の業務を実施する。

① リスク評価（一次）評価Ⅰに必要な暴露情報の整理

リスク評価（一次）評価Ⅰの実施にあたり環境モニタリング情報が必要となることから、国が収集・実施した既往の環境モニタリング情報について、過去10

¹ <https://www.env.go.jp/content/000261226.pdf>

年程度以内について整理した上で、整理した環境モニタリング情報をもとに、「優先評価化学物質のリスク評価手法について」²に基づき環境経由の暴露量について推計し、有害性評価値と比較した資料³を作成する。

② 様々な排出源ごとの暴露量の整理

化管法の対象化学物質について、事業者毎の届出データ及び環境省が提供する GIS にて活用可能なデータ（以下「PRTR データ」という。）を用いて、GIS 多媒体モデルである G-CIEMS（国立環境研究所において開発した詳細な空間分解能を持つ GIS 多媒体モデル）⁴を用いて環境中濃度について、120 物質以上推計する。推計に当たっては、G-CIEMS の入力形式に合わせた PRTR データの集計・加工作業及び計算に必要な物理化学的性状及び分解速度定数の情報収集を適宜行うこと。また、G-CIEMS の更新などが行われた際には、化審法リスク評価への適用が出来るよう対応を行うこと。

また、国が収集・実施した既往の環境モニタリング情報について、過去 10 年程度以内について整理する。これら整理した環境モニタリング情報をもとに、「優先評価化学物質のリスク評価手法について」⁵に基づき環境経由の暴露量について推計する。

さらに、環境モニタリング情報が不足している物質等を整理し、今後環境モニタリングを行うべき物質、地点を検討する。検討の際には、化学物質毎に、調査を行うべき優先順位、調査すべき環境媒体、調査に要求する検出下限値等を整理する。

なお、環境モニタリング情報、物理化学的性状及び分解速度定数の情報収集に関する業務については環境省の承諾を得た上で再委任等により実施しても差し支えない。ただし、再委任については、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除いた一部について、事前に「再委任等承認申請書」を環境省に提出し、あらかじめ書面による承認をうけた場合に限り、再委任することができるとしている。

③ リスク評価書（案）の作成

②において整理した情報、環境省担当官及び厚生労働省より提供する有害性情報並びに経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が推計したリスク評価に関する情報等を利用して、排出源ごとの暴露シナリオ、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる評価を実施し、3 物質程度についてリスク評価書（案）を作成する。また、リスク評価書（案）の作成にあたり、必要に応じ関係機関との打合せに参加する。その際に説明を行う為の資料作成（電子媒体）を行うこと。

² <http://www.env.go.jp/chemi/riskassess.pdf>

³ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_240329_33.pdf

⁴ ※G-CIEMS (Grid-Catchment Integrated Environmental Modeling System)

https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html

⁵ <http://www.env.go.jp/chemi/riskassess.pdf>

④ 優先評価化学物質のリスク評価手法に係る課題の整理

これまでのリスク評価等に関する審議会⁶、化審法のリスク評価等検討会等における検討・議論の結果、既に実施されたリスク評価結果、及び①～④の業務の実施を踏まえて、「優先評価化学物質のリスク評価手法について」や「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイドンス」⁷等に定めるリスク評価手法に関する課題の抽出を行い、リスク評価手法の改善に向けた検討を行う。関係するリスク評価に関する公表文書について、リスク評価の実施を踏まえて修正すべき点を検討し、修正が必要な場合は修正案を提案する。報告書等の資料については、契約締結後、環境省担当官から提供する。

(3) リスク評価の戦略に係る検討

厚生労働省、経済産業省、環境省では平成26年度よりリスク評価（一次）評価IIを行ってきたが、これまでの評価において、優先評価化学物質が物質群として指定されているもの、環境中の挙動が複雑であるもの等、評価において物質固有の諸課題を考慮する必要のあるケースがあった。そこで、令和7年度以降にリスク評価（一次）評価II等が予定されている優先評価化学物質についても、それらの可能性を考慮し、リスク評価を行う上で必要な作業や事前に検討すべき作業を計画的・戦略的に進捗させるための検討を行う。

具体的には、令和8年度以降にリスク評価（一次）評価II等が予定されている優先評価化学物質について、評価の際に必要となる情報の充足具合と不足している情報、検討すべきリスク評価手法等を整理し、評価の実施に向けた物質ごとのアクションプランを取りまとめる。また、リスク評価（一次）評価I段階にある優先評価化学物質について、G-CIEMSを用いて早期にリスク評価に着手すべき物質の抽出及び検討し提案をする。

検討すべきリスク評価手法等については、1テーマ程度抽出し、必要な検討を行う。

さらに、評価に向けて不足している情報の入手にかかる時間を考慮し、令和8年度以降に評価する優先評価化学物質の実施計画（案）を策定する。

なお、検討を進める上で、関連事項の検討が必要になった場合は、環境省担当官の指示により、本業務の範囲内で関連事項の検討も行うこととする。

(4) リスク評価結果に関する地方自治体のPRTR窓口への報告

各地域におけるリスク評価結果について、地方自治体の化学物質担当者の理解の促進や必要に応じたリスク管理の促進に資することを目的として、令和7年度までにリスク評価を実施する物質から3物質程度を選定しリスク評価結果を整理（A4で1物質4頁程度、様式については環境省担当官から提供する。）し、地方自治体のPRTR窓口（110件程度を想定）に対して電子メールで送付す

⁶ <https://www.env.go.jp/council/05hoken/yoshi05-01.html>

⁷ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_1406_tech_guidance.html

るための支援を行う。リスク評価結果を送付する際には、簡単なアンケート調査票（A4で1頁程度）を添付し、作成した様式や追加で要望される情報について送付先から聴取し取りまとめ、必要に応じて様式を修正する。

（5）リスク評価結果に関する根拠情報の整理

（2）③で実施したリスク評価書（案）の作成に当たり、用いた根拠情報を整理し、公表に向けた検討を行う。また、令和7年度までにリスク評価を実施した物質についても同様に根拠情報を整理すること。

（6）専門家等ヒアリングの実施

（1）から（3）までの業務の実施に当たり、専門家等に対してヒアリングをのべ2人程度（Web会議方式、1回当たり2時間程度を想定。）行う。なお、専門家等は環境省担当官と協議の上、選定するものとする。また、ヒアリングの実施に当たって、環境省担当官の指示・確認を得ながら、以下にあげる必要な事務的業務全般を実施するものとする。

- ①専門家等に対するヒアリングへの協力依頼、ヒアリングの日程調整、Web会議方式システムの準備等ヒアリングに必要な事務手続全般。
- ②ヒアリングに必要な資料（電子媒体）の作成。
- ③ヒアリング結果の議事録の作成。（ヒアリングの都度取りまとめること。）
- ④ヒアリング対象の専門家等への謝金の支払。（※）
- ⑤ヒアリングの結果、新たに必要となった情報の収集・解析等の業務。

※謝金は専門家等1名1時間当たり8,700円（税抜）を支給する。

（7）ワーキンググループ資料の調整及び作成等

環境省が別途設置するワーキンググループ（4回程度、1回当たり3時間程度、都内（ハイブリッド方式）又はWeb会議方式を想定）において、上記（1）から（6）までの業務に関する資料の調整及び作成（1回当たり100頁程度を想定）、資料の印刷・郵送（要望のあった委員のみを含め30部程度）、及び資料説明を行う。委員委嘱や会場運営については別途設置するワーキンググループの請負者が実施するため、本業務では実施する必要はない。なお、ワーキンググループの開催に先立ち、環境省との打合せを行うこと（都内（ハイブリッド方式）又はWeb会議方式、4回程度を想定）。

4. 履行期限

令和9年3月31日（水）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 8部（A4版、200頁以上、英語サマリー2頁程度を含む、くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体DVD-R1枚（セット）及び報告

書の PDF 版電子データのみ収納した DVD-R 6 枚
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
提出場所 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は自ら製作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

- 請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
 - (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報

告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

①環境用語和英対訳集 (EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)

②法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

・丸数字は使用不可。「°C」→「degrees C」又は「degrees centigrade」

・記号はすべて半角。例：「“”」→「””」、「`」「’」→「’」、「-」→「-」

・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)

・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル (<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。